



高山市の将来のために
積極的に行政改革を推進します

高山市長 國島芳明

問合せ先
広報ID 1005709
総務課 ☎35-3133

●市の行政改革の取り組みは、市民コーナー(本庁1階)や各支所、市ホームページでご覧いただけます。

第六次行政改革の取り組み(期間:平成27年度から平成31年度)

- ◎市民、事業者、行政などが一体感を持ってまちづくりに取り組むことが必要です
- ◎行財政基盤の強化に向けては「選択と集中」の視点による取り組みが必要です

基本方針「高山市の持続的な発展を可能とする市民協働と行財政基盤の強化」

市民協働の推進

基本目標1 市民とともに進める自治体経営

- ▶基本施策1 市民協働を推進します
- ▶基本施策2 市民との情報共有を推進します
- ▶基本施策3 市民の声を反映します

行財政基盤の強化

基本目標2 効率的・効果的な行政運営の推進

- ▶基本施策1 事務事業の見直しを図ります
- ▶基本施策2 事務処理の効率化を図ります
- ▶基本施策3 民間活力の導入を推進します

基本目標3 組織・人事管理の充実

- ▶基本施策1 機能的な組織を構築します
- ▶基本施策2 定員の適正化を推進します
- ▶基本施策3 人材育成と職員の意識改革を推進します

基本目標4 公有財産の適正な管理

- ▶基本施策1 公共施設(行政財産)の有効活用・統廃合を図ります
- ▶基本施策2 公共施設(行政財産)の長寿命化と維持管理の効率化を図ります
- ▶基本施策3 未利用財産(普通財産)の活用・処分を図ります

基本目標5 財政の健全性の確保

- ▶基本施策1 歳入の確保を図ります
- ▶基本施策2 歳出の抑制を図ります
- ▶基本施策3 将来負担の軽減を図ります

◆第六次行政改革大綱を具体的に推進するため、年度ごとに取り組み内容の効果を検証し、協働のまちづくりの推進、市民サービスの向上や効率的な行財政運営等に取り組めます。

倒木処理支援事業を新設

昨年末の豪雪による倒木を早期に処理し、市民生活の安全と国土の保全を図る目的で、市では新たに倒木処理支援事業を設けました。ぜひご活用ください。

支援の内容

- ①**一体処理型**…倒木処理経費の60%以内の額
(ただし市が定めた単価が上限)
森林の倒木処理を対象に、伐採およびチップ工場などで運搬された際の経費に助成します。
- ②**集運限定型**…1㎡あたり2,000円以内の額
市が実施した市道や農道、林道などの倒木処理事業地からチップ工場などまで、倒木を運搬した場合の集運経費に助成します。

申請できる方

市内に住所を有する林業事業者などです。なお、すでに倒木処理を実施し、経費の支払いまで完了している場合のみ、森林所有者が申請できます。ただし、いずれも森林所有者自らが実施した倒木処理の場合は対象外です。

対象期間

平成26年12月17日以後に実施した倒木処理を対象に、平成29年度までの3カ年を対象とします。

このような場合は申請できますか?

- Q 町内会や神社(氏子総代)なども申請できますか?
A 所有する森林の倒木を他に委託することなく自力で処理した場合は対象外となりますが、倒木処理を委託する(した)場合は、作業を受託した林業事業者などが申請できます。
- Q 庭木が倒れたので処分しましたが申請できますか?
A 森林の倒木を対象としていますので、民家敷地内の庭木は対象外です。なお、境界が不明な場合は市職員が現地確認にうかがいますのでご連絡ください。

申込・問合せ先 林務課 ☎35-3143 各支所基盤産業課
広報ID 1005548